

個人住民税等(市民税・府民税・森林環境税)の特別徴収の徹底について

平素は、税務行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、地方税法第321条の4では、所得税の源泉徴収義務がある給与支払者(事業者)に対し、従業員に給与の支払をする際に個人住民税等を差し引き、各従業員が賦課期日(1月1日)現在に居住する市町村に納入する義務を課しています。この徴収方法を「特別徴収」といい、特別徴収の方法により納入する給与支払者を「特別徴収義務者」といいます。

地方税法及び各市町村の条例により特別徴収義務者に指定された給与支払者は、市町村から送付される特別徴収税額の通知に基づき、当該税額を従業員に給与の支払をする際に毎月徴収し、市町村に納入しなければなりません。

大阪府と府内市町村では、特別徴収制度の適正な実施及び納税者の利便性向上のため、原則としてすべての事業者を特別徴収義務者に指定し、特別徴収を徹底しています。

※特別徴収の対象となる従業員には、正規職員だけではなく、所得税の源泉徴収の必要があるアルバイト・パート等の従業員も含まれます。

※納入を怠った場合は、地方税法の罰則規定が適用される場合があります。

なお、既に特別徴収を実施している給与支払者におかれましては、引き続き、御協力をお願いします。

お問い合わせ先
〒572-8555 寝屋川市本町1番1号 寝屋川市市民サービス部(税制・市民税担当) 電話【直通】072-813-1114

【裏面もご覧ください】

個人住民税等の特別徴収を徹底しています。

個人住民税等は計算のわずらわしさナシ

個人住民税等はあらかじめ毎月の徴収額が決まっているため、**所得税のような計算は不要です!!**

従業員にとっても大きなメリット

毎月の給料から引かれるようにしておくと、年4回に分けて支払うよりも**1回あたりの納税額が少なくなり、また従業員の方が自分で金融機関等へ足を運ぶ手間がなくなります。**

- 大阪府と府内市町村では、原則すべての事業者に対し、特別徴収義務者の指定（特別徴収税額の通知）を行っています。
- 従業員の一部について、給与から個人住民税等の差し引き（特別徴収）を行っていない場合は、その従業員も含めて特別徴収の対象としてください。

特別徴収義務者に指定する対象者（事業者）は、所得税の源泉徴収義務のある給与の支払者です。

前年中に給与の支払いを受けており、4月1日において給与の支払いを受けている従業員の方（アルバイトなどの非正規雇用者を含む。）の個人住民税等については、特別徴収することが義務付けられています。

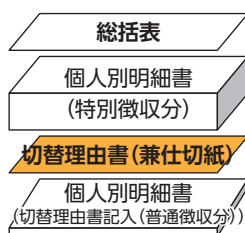
ただし、従業員が以下の要件に該当する場合に限り、特別徴収の対象外（普通徴収）とすることができます。

- 退職された方または給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定の方
- 給与が少なく、個人住民税等を特別徴収しきれない方
- 給与の支払期間が不定期な方（例：給与の支払が毎月ではない。）
- 他から支給される給与から個人住民税等が特別徴収されている方（乙欄適用者）

特別徴収の対象外となる方（上記a～dのいずれかに該当する方）について

給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」（市HPでダウンロード可能）を添付してください。理由書の添付があっても個人別明細書の内容を確認し、特別徴収として取り扱う場合があります。

〈給与支払報告書提出時の綴り方〉



特別徴収の対象外となる方について、切替理由書（兼仕切紙）の該当の記号欄に人数を記載のうえ、その下に個人別明細書を区分して提出してください。

普通徴収切替理由書（兼 仕切紙）		
		年 月 日
寝屋川市長 あて		指定番号
		事業所名
普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。		
略号	普通徴収への切替理由（下記4項目以外の理由は不可）	人数
a	退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	人
b	給与が少なく、個人住民税等を特別徴収しきれない者	人
c	給与の支払期間が不定期（例：給与の支払が毎月ではない）	人
d	他から支給される給与から個人住民税等が特別徴収されている者（乙欄適用者）	人
普通徴収合計人数		人

eLTAXで提出の際は、切替理由書の添付は不要ですが、給与支払報告書（個人別明細書）摘要欄の最初に略号（a～d）を入力するとともに、「普通徴収」欄※にチェックを入力してください。

（※特別徴収にするか普通徴収にするかを事業者等の希望により選択するための欄ではありません。）

※従業員の方が常時10人未満の特別徴収義務者の場合、申請により年12回の納期を年2回とする制度があります。

令和元年10月1日から全地方公共団体が共同で収納を行う「地方税共通納税システム」が導入されています。一度の手続きで複数の地方団体への納税が可能になるなど、納税に係る負担が軽減されます。詳しくは、eLTAXのホームページをご覧ください。